

和光通信株式会社(以下、「当社」という。)が提供する KASMAPHO(カスマホ)サービス(以下、「本サービス」という。)の内容やその申込方法等については、この KASMAPHO(カスマホ)サービス利用約款(以下、「本利用約款」という。)で定めています。本利用約款の内容の全部又は一部に同意しない方については、本サービスの利用をお断りしますので、本サービスの申込の前に、必ず本利用約款の内容を確認してください。

第1章 本利用約款の目的および用語の定義

第1条(本利用約款の目的)

本利用約款は、本サービスの内容及びその申込方法等について定めることを目的とします。

第2条(本利用約款で用いられる用語の定義)

本約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 当社管理者 本サービスの提供内容を管理する、当社の従業員をさします。
- (2) 組織 本サービスを利用する複数の「メンバー(後記(3)号参照)」から構成される組織をさします。
- (3) メンバー 個別の利用者として識別できる1つの電話番号又は1つの電子メールアドレスを単位として、本サービスを利用する「組織」の構成員をさします。
- (4) 組織代表者 「組織」を代表するお客様をさします。
- (5) グループリーダー 「組織代表者」が各「グループ(後記(6)号参照)」ごとに1人選出するある権限をもったメンバーをさします。
- (6) グループ 「グループリーダー」一人とメンバー0人以上によって構成される集まりの1単位をさします。

第2章 本サービスの申込と利用の開始

第3条(申込の方法と契約の成立)

1. 本サービスの利用申し込みの連絡は、組織代表者が当社のウェブサイト上の申込フォームのすべての項目を漏れなく入力したうえ、画面に表示される手順に従って送信の操作を行う方法により行うものとします。
2. 前項の申し込み連絡をいただいた組織代表者に対し、当社管理者は速やかに「直接面接」の申し出をします。その「面接」の際にサービス詳細のご説明をします。ただし、当社が特に認めた場合には「直接面接」によらず、電話、電子メール、郵便等の方法によることができるものとします。
3. 第2項で当社管理者が行った説明の内容を確認のうえ、組織代表者がその説明および

当約款の内容を承諾され、申込を希望される場合は、次の各号の内容を記載した申込書に署名または記名押印したものを当社管理者に提出していただきます。

(1) 組織の住所・電話番号・メールアドレス

(2) 組織の名称、予定している利用の概要（組織の名称がない場合は、概要のみ）

(3) 利用料金の支払い方法

4. 申込書の提出時又は契約成立後において当社が必要と認めた場合は、組織代表者に対して、組織代表者個人及び団体活動に関する確認書類の提出をいただくものとします。

5. 当社は、提出していただいた第3項の申込書等の内容を確認したうえで、利用承諾の連絡を行います。ただし、申込内容に次の各号に掲げる内容がある場合には、承諾を行いません。

(1) 本サービスの申込に際して当社に対し虚偽の事実を申告された場合。

(2) 組織代表者の本人確認を行うことができない場合。

(3) 組織代表者が、申込の際に、未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人であって、自らの行為によって確定的に本サービスを締結する行為能力を欠き、法定代理人その他の同意権者の同意又は追認がない場合。

(4) クレジットカードによる料金の支払を希望する場合であって、クレジットカード会社の承認が得られない場合。

(5) 組織代表者が、当社に対して負担する債務の履行について現に遅滞が生じている場合又は過去において遅滞の生じたことがある場合。

(6) 組織代表者が、本利用約款に違反して本サービスを利用することが明らかに予想される場合。

(7) 組織代表者が、第33条第1項に定める反社会的勢力に該当する場合。

(8) 前各号に定める場合のほか、当社が業務を行ううえで支障があると認める場合又は支障の生じる恐れがあると認める場合。

6. 契約の成立後において、第5項各号に掲げる内容が、組織代表者に存在することを当社が確認した場合には、当社は契約を解除できるものとします。

7. 本サービスの利用に際しては、当社が提供するサービス向上のためにメンバーの利用するホームページやメールに広告が掲示される場合があります。本契約締結に際しては、そのような広告が掲示されることを承諾したものとみなします。

8. 組織代表者と当社間の本サービス利用契約は、第5項の当社からの利用承諾の連絡の時点で成立するものとします。なお、利用開始から1週間までの間は仮契約期間とし、第4条1項ただし書に定める、契約の解除を行うことができるものとします。

第4条（本サービスの利用の開始と解除権の留保）

1. 本サービスは、組織代表者が当社からの第3条第5項の利用承諾を受けた後から利用を開始することができます。ただし、利用開始から1週間までの期間は「仮契約期間」と

し、利用について支障や不都合が発見された場合は、組織代表者、当社の双方から本契約の解除を申し入れることができるものとします。

2. 前項ただし書により契約の解除がされた場合には、本サービスの利用契約は契約成立時にさかのぼってその効力を失うものとします。

第3章 本サービスの内容

第1節 基本サービス

第5条（基本サービスの内容）

1. 本サービスは、1つの組織に対し、1つの KASMAPHO(カスマホ)を提供するサービスです。その詳細については、本サービスに関する当社のウェブサイトに掲載するものとします。

2. KASMAPHO(カスマホ)には、それを利用するメンバーが必ず所属する「グループ」を設定することが可能です。こうした利用組織内部の運営事項については、組織代表者がメンバーとともに決定していただくものとし、当社が関わることはいたしません。

第6条（サポート）

1. 当社は、本サービスに関する組織代表者からの問い合わせについて、当社管理者がこれに回答するサービス（以下、「サポート」という。）を提供します。メンバーからの問い合わせは、組織代表者を通じて行っていただくものとします。

2. サポートの業務は、当社が別に定める時間内に限り、これを行います。

3. サポートの方法は原則電子メール、ファックス又は電話によるものとし、当社が必要と認めた場合は面談によることがあります。

第7条（インターネットへの接続）

当社は、組織代表者およびメンバーがその端末機器をインターネットに接続するために必要なサービスについては提供しません。本サービスの利用に際しては、端末機器をインターネットに接続するための手段を組織代表者およびメンバーご自身の責任において用意する必要があります。

第8条（ログの非公開）

当社は、原則として、当社使用サーバーに対するアクセスの状況の記録（ログ）内容を知らせるサービスは提供しません。ただし、当社が必要と認めた場合は、組織代表者に対してのみこれを通知します。

第2節 オプションサービス

第9条（オプションサービス）

1. 当社は、組織代表者から特に申出があったときは、この節に定めるほか、当社が別に定めるオプションサービスを第5条の基本サービスに付加して提供します。
2. 当社は、オプションサービスの利用に際して組織代表者が遵守すべき事項を明らかにするために、本利用約款とは別にオプションサービスの利用に関する規則を定める場合があります。

第4章 お客さまの義務

第10条（IDおよびパスワードの管理）

1. 当社は、本サービスを提供するために運用する各種のシステム（以下、「当社のシステム」という。）にアクセスするために必要なユーザーID及びパスワード（以下、「ID等」という。）を組織代表者に対して発行します。
2. 組織代表者は、ID等を善良な管理者の注意をもって適切に管理し、これらが他に漏れないように注意を尽す義務を負うものとします。
3. 当社は、当社のシステムにアクセスしようとする者に対してID等の入力を求めることによってその者のアクセスの権限の有無を確かめる場合には、正しいID等を構成する文字列と入力されたID等を構成する文字列が一致するときは、その者にアクセスの権限があるものとして取り扱います。
4. 組織代表者が第2項によるID等の管理義務に違反し、当社に損害を生じさせたときは、これを賠償する責任を負います。

第11条（禁止行為）

組織代表者は、本サービスを利用して、次の各号に掲げる行為を行い、又はメンバーや第三者にこれを行わせてはいけません。

- (1) 法令又は公序良俗に反する行為。
- (2) 犯罪行為又は犯罪行為に結びつく恐れのある行為。
- (3) 当社、メンバー及び第三者の商標権、著作権等の知的財産権を侵害する行為又は侵害する恐れのある行為。
- (4) メンバー及び第三者のプライバシーを侵害する行為又は侵害する恐れのある行為。
- (5) スпамメールの発信の禁止等、インターネットの参加者の間において確立している慣習に反する行為。
- (6) 事実に反する情報又はその恐れのある情報を提供する行為。
- (7) 当社の設備に過大な負荷を与える行為。
- (8) 前各号に掲げるほか当社が不適切と判断する行為。

第12条（営業秘密等の漏洩等の禁止）

1. 組織代表者は、当社の事業に関する技術上又は営業上の情報であって公然と知られていないものを入手したときは、当社がこれを秘密として管理しているかどうかに関わらず、その入手した情報の存在若しくは内容を漏らし、又は本サービスの利用以外の目的でこれを利用しない義務を負い、また、メンバー及び第三者に利用させない義務を負うものとします。
2. 第1項の規定は、本サービス利用期間の終了後も適用するものとします。

第13条（組織代表者、メンバー及び第三者の間に生じた紛争）

1. 組織代表者及びメンバーは、本サービスの利用に際して第三者との間において生じた名誉毀損、プライバシーの侵害、その他一切の紛争について、組織代表者及びメンバー自身の責任で誠実にこれを解決するものとします。
2. 組織代表者とメンバーの間で、本サービスの利用に際して生じた紛争についても、第1項同様に当事者間で誠実にこれを解決するものとします。

第14条（契約上の地位の処分の禁止等）

組織代表者は、当社の承諾がない限り、本利用約款にもとづく組織代表者の契約上の地位、権利又は義務について、これを第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供することができません。

第15条（当社からの通知）

1. 当社が組織代表者に対して電子メール、郵便又はファックス等で通知をした場合には、組織代表者はその内容をよく読み、不明の点があるときは、当社に問い合わせるものとします。
2. 当社は、前項の通知の内容を組織代表者が理解しているものとして本サービスの提供及び本サービスに関するその他の事務を行います。
3. 当社の名義で作成された電子メール、郵便物又はファックス等を組織代表者が受け取った場合において、偽造が疑われる等、その内容が明らかに不自然であるときは速やかに当社に連絡するものとします。

第16条（変更の届出）

1. 組織代表者について、本サービスの契約申込の際に当社に知らせた事項に変更があったときは、当社が別に定める方式に従って、変更の内容を速やかに当社に届け出るものとします。
2. 当社は、前項の届出が当社に到達し、かつ、当社が変更の事実を確認するまでは、変更のないものとして本サービスの提供及び本サービスに関するその他の事務を行います。

3. 第1項および第2項の規定は、本条により当社に届け出た事項についてさらに変更があった場合にこれを準用します。

4. 第1項及び第2項の規定は、相続又は合併により本利用約款にもとづく組織代表者の契約上の地位の承継があった場合にこれを準用します。この場合には、本利用約款にもとづく組織代表者の契約上の地位を承継した方が、本条に定める変更の届出を行うものとなります。

5. 当サービスの利用に伴うメンバーの情報の変更については、ウェブ上でこれを行うものとし、当社に個別に連絡をする必要はありません。

第17条（本サービスの利用に関する規則）

1. 当社は、本サービスの利用に際して組織代表者及びメンバーが遵守すべき事項を明らかにするために、本利用約款とは別に本サービスの利用に関する規則を定める場合があります。その規則の内容は、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法で組織代表者、及びメンバーに周知するようにします。

2. 当社は、前項により定めた規則の内容を改定する場合があります。改定された規則の内容は、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法で組織代表者及びメンバーに周知するようにします。

3. 組織代表者は、本利用約款のほか本条にもとづいて当社が定める規則についても遵守し、メンバーへ遵守させる義務を負うものとなります。

第5章 本サービスの停止等

第18条（本サービスの提供の停止）

1. 当社は、組織代表者及びメンバーが本利用約款の規定に違反する行為を行っているとき、又は本サービスの提供のためにやむを得ない事由があると当社が認めるときは、直ちに無催告で本サービスの提供を停止することができるものとします。

2. 組織代表者は、前項により当社が本サービスの提供を停止した場合であっても、その間の分の利用料金の免除又は償還を受けることはできません。

第19条（本サービスの廃止）

1. 当社は、業務上の都合により、現に提供している本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。

2. 当社は、前項に定める本サービスの廃止を行う場合には、その1カ月前までにその旨を組織代表者に通知し、当社のウェブサイトへの掲載等、適切な方法でメンバーに周知するようにします。

3. 本サービスを廃止する場合、すでに提供したサービス分及びサービス廃止日までの料

金の返金は一切行いません。また、代替サービスの提供についても一切これを行いません。

第20条（本サービスの利用不能）

1． 組織代表者及びメンバーは、当社の設備の保守、電気通信の障害や遅延、当社の設備内のソフトウェアの瑕疵その他の事由により本サービスを利用できない事態が生じるものであることを了承するものとします。

2． 組織代表者及びメンバーは、コンピューターウイルス又はセキュリティの欠陥等のために当社使用サーバーその他のコンピューターシステムに保存されているデータ等が滅失若しくは損傷し、又はこれが改変される事態が生じるものであることを了承するものとします。

第6章 免責

第21条（不可抗力）

当社は、天災、疫病の蔓延、悪意の第三者による妨害行為又は本サービスの提供に際して当社が利用する電気通信事業者の設備の故障等、当社に責任のない事由により、組織代表者及びメンバーが本サービスを利用することができなくなった場合であっても、これにより組織代表者及びメンバーに生じた損害について、一切の責任を負いません。

第22条（免責）

1． 当社は、データ等が滅失若しくは損傷し、又は外部に漏れたことにより組織代表者、メンバー及び第三者に損害が生じた場合において、当社の過失の有無やその程度に関わらず、データ等の復旧、損害の賠償その他一切の責任を負いません。

2． 当社は、前項各号に掲げる事由によるもののほか、本サービス自体により又は本サービスに関連して組織代表者、メンバー及び第三者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

第23条（非保証及び担保責任の免除）

1． 次の各号に掲げる事項のほか、本サービスに関する事項については当社が何らかの担保責任を負う旨を定める法律の規定は適用されず、いかなる保証も行われなないことについて、当社と組織代表者との間において合意するものとします。

(1) 本サービスが一定の品質を備えること。

(2) 本サービスの内容が特定の利用目的にかなうこと。

(3) 本サービスを利用することが第三者の権利を侵害するものではないこと。

2． 本サービスは明示・黙示を問わず、前項各号に掲げる事項その他の本サービスに関する事項について当社がなんらかの担保責任や保証を負う旨を定めるものではありません。

第24条（消費者契約に関する免責の特則）

1. 本利用約款の条項のうち、次の各号に掲げるものは、メンバーの個人利用を目的とする利用組織の組織代表者（事業として又は事業のために本サービスを利用する方を除く。）については、当社の責任の全部を否定するのではなく、月額利用料金の1カ月分に相当する金額を限度として当社がその損害を組織代表者に賠償するものと読み替えるものとします。

(1) 当社の債務不履行により組織代表者、メンバーに生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項。

(2) 本サービスにおける当社の債務の履行に際してなされた当社の不法行為により組織代表者、メンバーに生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を免除する条項。

(3) 本サービスの目的物に隠れた瑕疵があるときに、その瑕疵により組織代表者、メンバーに生じた損害を賠償する当社の責任の全部を免除する条項。

2. 本利用約款の条項のうち、次の各号に掲げるものは、メンバーの個人利用を目的とする利用組織の組織代表者（事業として又は事業のために本サービスを利用する方を除く。）については、適用しないものとします。

(1) 当社の債務不履行（故意又は重大な過失に限る。）により組織代表者、メンバーに生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項。

(2) 本利用約款における当社の債務の履行に際してなされた不法行為（当社の故意又は重大な過失に限る）により組織代表者、メンバーに生じた損害を賠償する民法の規定による責任の一部を免除する条項。

第7章 料金

第25条（料金の種類）

1. 組織代表者は、次の各号に掲げる料金（以下、「利用料金」という。）を当社に支払うものとします。

(1) 基本料金

(2) アカウントID料

(3) 通話料金

2. 本サービスの利用及び利用料金の支払に際して生じる公租公課、銀行振込手数料その他の費用については、組織代表者がこれを負担するものとします。

3. 本条の規定は、第30条の定めるところにより本サービスが更新される場合にこれを準用します。

第26条（料金の額）

1. 当社は、前条に規定するすべての料金についてあらかじめその額を定め、当社のウェブ

ウェブサイトへの掲載等、適切な方法でこれを組織代表者に知らせます。

2. 当社は、前項により定めた料金額を変更することがあります。変更された料金額は、当社のウェブサイトへの掲載等、適切な方法で組織代表者に知らせます。

3. 料金は1カ月単位で計算し、月の途中で利用の開始又は終了があった場合でも日割り計算は行わないものとします。

第27条（料金の支払方法）

1. 組織代表者は、本サービスの申込の際に第3条第3項第3号にもとづいて料金の支払方法として次の各号のいずれかを選ぶものとします。ただし、オプションサービス契約によっては、いずれかが利用できない場合があります。

(1) 当社の銀行預金口座への振込

(2) クレジットカード

(3) 指定金融機関からの口座振替

2. 料金の支払方法としてクレジットカードを選ぶ場合には、本サービスの申込の際に、その利用するクレジットカード会社、カード番号、名義、有効期限等、組織代表者のクレジットカードに関する事項を申込フォームの所定の欄に入力してください。

3. 料金の支払方法として口座振替を選ぶ場合には、本サービスの申込の際に、口座振替用紙に必要事項を記入し提出してください。

第28条（料金の支払時期）

1. 当社は、毎月末日に利用料金を算出し、組織代表者に請求するものとします。組織代表者は、当社から請求を受けた月の末日（クレジットカードによる場合は当該利用クレジットカード会社所定の締日に基づく決済日、口座振替による場合は、口座振替を行う会社所定の締日に基づく決済日）までに当社に対して利用料金を支払うものとします。

2. 組織代表者が期限までに利用料金を支払わない場合には、組織代表者はその期限の翌日から元本に対して年14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

第8章 本サービスの更新及び終了等

第29条（利用期間）

本サービスの利用期間は1カ月とします。ただし、申込月における利用期間は、申込日からその月の末日までとします。

第30条（本サービスの更新）

前条の利用期間の満了日までに、組織代表者が次条にもとづく解除を行わない限り、本サービスは同一の内容で更新されるものとします。更新された本サービスが利用期間の満了

により終了する場合も同様とします。

第31条（お客さまの行う解除）

1. 組織代表者は、いつでも将来に向かって本サービスを解除することができます。
2. 前項の解除権を行使する場合には、当社の定める方式に従って当社に対して解除の通知を行わなければなりません。当社の定める方式に従わない場合には、解除の効果は生じません。

第32条（当社の行う解除）

1. 当社は、組織代表者について次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、直ちに無催告で本サービスの解除を行うことができます。
 - (1) 本利用約款の定める義務に違背した場合。
 - (2) 破産手続その他の倒産手続の申立が行われた場合。
 - (3) 当社に対し虚偽の事実を申告した場合。
 - (4) 第3条第6項に該当する場合。
 - (5) 前各号に定める場合のほか、当社が業務を行ううえで重大な支障がある場合又は重大な支障の生じる恐れがあると認める場合。
2. 当社が本条に定める解除を行ったときは、本サービスは、解除の通知を組織代表者に送付した日をもって終了するものとします。
3. 当社は、本条に定める解除を行った場合であっても、組織代表者に対する損害賠償請求権を失わないものとします。

第33条（反社会的勢力の排除）

1. 当社及び組織代表者は、相手方に対して本利用約款に同意した日及び将来にわたって、自己又は自己の役職員が次の各号に掲げる者（本利用約款において、「反社会的勢力」という。）でないことを表明し、相互に保証するものとします。
 - (1) 暴力団、暴力団の構成員（準構成員を含む。）又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者。
 - (2) 暴力団関係企業。
 - (3) 総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらの団体の構成員。
 - (4) 前各号に準じるもの。
2. 当社及び組織代表者は、次の各号のいずれかに該当する行為若しくは該当する恐れのある行為を行わず、またメンバー及び第三者をして行わせしめないことを相手方に対して表明し、相互に保証するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為。

- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動を行い、又は暴力を用いる行為。
- (4) 風説の流布、偽計若しくは威力を用いて信用を毀損し、又は業務を妨害する行為。
- (5) 前各号に準じる行為。

3. 当社及び組織代表者は、相手方が前2項に定める表明保証に反した場合は、将来に向かって直ちに本サービスの解除を行うことができるものとし、その解除の通知が相手方に到達した日をもって本サービスは終了します。

4. 当社及び組織代表者は、本条に定める解除を行った場合であっても、相手方に対する損害賠償請求権を失わないものとします。なお、解除された当事者は、解除した当事者に対して損害賠償を請求することはできません。

第34条（「KASMAPHO(カスマホ)」のデータの取扱い、及び削除に関する規程）

1. 当社は、当該組織代表者に関わる「KASMAPHO(カスマホ)」のデータ等を、本サービスが利用期間の満了又は解除により終了した後2年間、これを保存するものとします。

2. 第1項の保存期間を経過したデータ等については、速やかにこれを削除します。このデータの削除により何らかの不都合や損害が生じた場合であっても、当社は、組織代表者、メンバー及び第三者に対し、データ等の復旧、損害の賠償その他一切の責任を負いません。

第9章 個人情報

第35条（個人情報の利用目的）

1. 当社は、組織代表者の個人情報すべてを以下の目的（以下「利用目的」という）で、利用目的の達成に必要な範囲において利用するものとし、組織代表者はこれに同意するものとします。

- (1) 本サービスの提供などの当社の事業につき、組織代表者からの申込、当社から組織代表者への提案など当事者間における連絡に当たり、適切な対応を行うため。
- (2) 本サービスの提供などの取引の場合の審査を行うため、ならびに組織代表者の本人確認に当たり、適切な判断や対応を行うため。
- (3) 組織代表者との契約につき、当社においてその契約の管理を適切に行うため。また、契約の終了後においても照会への対応や法令等により必要となる管理を適切に行うため。
- (4) 当社から、当社および当社関連会社の紹介、各種の商品・サービスの紹介をダイレクトメール、電子メール等により案内するため。
- (5) 組織代表者によりよい商品、サービスを提供するためなど、さらなる組織代表者の満足のためのマーケティング分析に利用するため。
- (6) 当社及び公衆の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するために必要な場合の対応を行うため。

(7) 裁判所、警察、検察、行政機関、弁護士会等から法律上の権限に基づき開示を求められた場合の対応を行うため。

(8) 当社の合理的に判断に基づいて警察、検察等の捜査に協力する場合。

2. 当社の管理するサーバー等の情報にメンバー等の個人情報が含まれる場合、組織代表者は、かかる個人情報の当社への開示および前条の当事者を当該個人に置き換えて利用目的が適用されることにつき当該個人の同意を得るものとします。

3. 当社が、当社の責任により当社の保守サービス等に関する業務を当社の指定する保守会社に再委託する場合、組織代表者は、組織代表者または前条の個人情報の全部または一部を当該保守会社に開示することを予め承認します。

第10章 紛争の解決等

第36条（準拠法）

本利用約款の準拠法は、日本国の法令とします。

第37条（裁判管轄）

本利用約款に関する訴えについての専属的合意管轄裁判所は、町田簡易裁判所または東京地方裁判所立川支部とします。

第38条（紛争の解決のための努力）

本サービスに関して紛争が生じたときは、各当事者は、相互の協力の精神にもとづき誠実に解決のための努力をするものとします。

第11章 本利用約款の改定

第39条（本利用約款の改定）

当社は、実施する日を定めて本利用約款の内容を改定することがあります。その場合には、本利用約款の内容は、改定された本利用約款の実施の日から、改定された内容に従って変更されるものとします。

本利用約款は、2013年 7月 1日から実施します。